

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のために、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨウザン	5,832,000	30.37
腰高 博	2,310,000	12.03
株式会社アイエムオー	1,366,000	7.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	717,300	3.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	655,180	3.41
腰高 修	554,000	2.88
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	448,500	2.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	398,400	2.07
BBR FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INYRINS IC OPPORTUNITIES FUND	286,000	1.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	245,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	腰高博、腰高修
-----------------	---------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。
さらに、必要に応じて、外部専門家の意見を求めること等により、少数株主の保護を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西 智彦	他の会社の出身者											
寺石 雅英	学者											
森内 茂之	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 智彦	○	○	——	客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤社外取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。 独立役員選任の理由は、大手証券会社の企業部長・支店長を歴任しており豊富な経験を有しており、また、独立役員の独立性に関する判断基準である上場会社との関係事由に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれないと判断しております。
寺石 雅英	○	○	——	大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員である取締役として公正かつ客観的に経営の妥

				当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。
森内 茂之	○	○	—	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員である取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、専任スタッフ3名の人員で構成する代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は事業年度初頭に年間の内部監査計画を作成し、その計画に基づき、グループ各社の業務が各社の定める社内規程等またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、全部門を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。また、内部監査結果については監査等委員である取締役にも定期的に報告されております。当社の監査等委員である取締役は当社の取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、グループ各社の取締役会その他重要な会議にも適宜参加し、重要な経営の意思決定及び業務執行に係る各種社内報告及び稟議の内容調査を行うとともに、グループ各社の営業店舗への実査などを通じて、取締役による業務執行を多面的に監査しております。また、監査等委員である取締役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けると共に、質疑応答・意見交換など定期的な打合せを行い、相互連携を図っております。更に、内部監査室及び内部統制推進室と、相互に連携を図りながら各種監査を実施しております。なお、監査等委員である取締役の森内茂之は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2015年8月期における報酬額は以下のとおりです。
 社内取締役 198,000千円
 社外監査役 8,400千円

--	--

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年8月期における報酬額は以下のとおりです。
社内取締役 198,000千円
社外監査役 8,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議いただき、監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については取締役会において決定しております。各監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、内部統制室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループのガバナンス体制は、事業子会社が事業執行機能を担い事業推進に専心する一方で、持株会社である当社の取締役会がグループ全体の経営・監督機能を担うという経営体制を採用しております。
当社の取締役会は取締役5名で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。当社グループの経営方針、経営企画、年度予算その他グループ各社の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他グループ会社からの重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)はグループ各社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、取締役会の開催場所と開催日を極力合わせて、適確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えております。
また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年に定めております。
当社の監査等委員である取締役は3名全員が社外取締役であり、常勤社外取締役が1名、非常勤社外取締役が2名となっており、全員で監査等委員会を構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンス・コードによって求められている独立社外取締役の選任と合わせ、監査等委員会設置会社へ移行することは当社取締役会の監督機能を一層強化し意思決定の迅速化に資すると判断し現在の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	8月を決算期としております。
その他	株主総会において当社の事業紹介映像を上映いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今年度は7月、8月、10月の3回個人投資家説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期、通期)のアナリスト向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	企業業績をはじめ営業関連情報を開示する等、タイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取り組んでまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示体制につきましては、上場会社として経営の最重要項目の一つと考え、管理本部において企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性管理職の登用状況に向けた取組みについて> コシダカグループは、カラオケ事業、カーブス事業、温浴事業から構成され総合余暇サービス提供企業として運営しております。その中で、お客様により良いサービスを提供するためには、女性の発想・アイデアが不可欠であるため、主要なポジションに女性の活用を進めております。各事業の女性社員はカラオケ事業では、女性店長約20名、スタッフ店長約30名、マネージャー職1名、カーブス事業では、マネージャー以上の役職員が約30名、温浴事業では、若干名活躍しております。女性管理職登用目標については定めておりませんが、性別の差別のない公平な評価制度により女性管理職の割合が高まってきています。 <その他> 社員独立制度におきましても男女の区別なく独立を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針(平成27年11月26日改定)

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。

(2)内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役及び監査役に報告する。

(3)内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。

(3)取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループ経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。

(2)当社グループのリスク管理の所管部門は「グループ総務部」とし、各グループ会社がリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は経営上の意思の決定を業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。

(2)各グループ会社は定期的な取締役会、経営会議等の開催とともに、必要に応じて議論と審議を行い、取締役会での決定を受けるものとする。

5.当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の会社への報告に関する体制

(1)当社は各グループ会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、グループ各社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、取締役に報告する。

ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)各グループ会社は「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置を取り、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である「グループ総務部」に報告する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず各グループ会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動規範を明確にする。

二. 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)グループ各社の管理は「経営企画室」が担当し、各グループ会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社「内部統制室」は関連規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

6.監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。

(2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の意見を尊重する。

ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他

監査等委員会への報告に関する体制

(1)役職員は、職務の執行に関する法令違反または定款違反、不正事実の発見または当社ならびにグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。

また内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

ハ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

(1)グループ会社役職員およびこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況および経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。

二. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は監査等委員会に報告した当社グループ役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

(1)監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

(2)監査等委員は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、または会計監査人、グループ各社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

7.財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

8.反社会的勢力排除に向けた体制

(1)反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。

(2)顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、その関与を許さず、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨みます。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方並びに具体的な対応方法を、グループ各社の各種社内会議及び社内研修の場において、当社グループ役

職員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

